

令和３年１月定例教育委員会会議

１．日 時

令和３年１月２５日（月）午前１０時００分～午後１２時００分

２．場 所

河内長野市役所 ７階 行政委員会室

３．出席委員

松本教育長、澤田教育長職務代理者、嘉名委員、藤本委員、尾上委員

４．会議録署名委員

松本教育長、澤田教育長職務代理者、尾上委員

５．事務局出席者

宮阪教育推進部長、小川生涯学習部長、中田教育推進部理事、安田教育推進部理事、山崎教育総務課長、生田教育指導課長、大谷教育指導課参事、篠崎教育指導課参事、二井文化・スポーツ振興課長、武本教育総務課長補佐、帯屋教育総務課庶務係長

※新型コロナウイルス関連肺炎の感染防止対策のため、案件に関連のない以下の課長級は出席を求めない対応とする

伊藤文化財保護課長、森地域教育推進課長、有村図書館長

６．会議要録

開 会

松本教育長

ただいまより教育委員会会議を開催することといたします。

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、令和３年１月定例教育委員会会議を開会いたします。

(1) 前回会議録の承認

松本教育長

1 2月の会議録について、何かご異議、ご質問などございませんか。

特にご異議等がありませんでしたので、1 2月の会議録を承認することといたします。

(2) 署名委員の指名

松本教育長

1月の会議の会議録の署名は、私のほかに澤田教育長職務代理者と尾上委員にお願いします。

澤田教育長職務代理者、尾上委員

了解しました。

(3) 教育長報告

松本教育長

次に教育長報告にうつります。

令和2年12月22日から令和3年1月24日までの間の活動、主なものを申し上げます。

まず12月23日水曜日は、庁議に出席しました。

24日木曜日は、文化財関係の施設等の訪問をしました。

25日金曜日は、予算編成会議に出席しました。また、文化、スポーツ関係の施設の訪問をしました。

28日月曜日も、文化財関係施設の訪問をしました。

1月4日月曜日は、新年式及び市部長会に出席しました。

5日火曜日は、教育委員会表彰審査会を実施しました。

7日木曜日は、全員協議会に出席しました。

8日金曜日は、太子町教育委員会へ訪問しました。また、アウィーナ大阪で開

催された大阪府都市教育長協議会役員会及び大阪府都市教育長協議会 1 月定例会に出席しました。3 5 人学級の取扱いについて大阪府から説明がありました。

1 1 日月曜日は、総合体育館にて開催しました成人のつどいに出席しました。当日の様子については市のホームページにて動画で確認できます。

1 2 日火曜日は、市校長会に出席しました。

1 3 日水曜日は、新型コロナウイルス関連肺炎対策本部会議に出席しました。

2 0 日水曜日は、市教頭会に出席しました。また、旧大阪府議会会館にて開催された大阪府教職員人事対策連絡協議会に出席しました。

以上、教育長報告を終わります。何かご質問はございませんか。

ではつづいて、各委員から報告事項、情報提供をお願いいたします。

松本教育長

よろしいでしょうか。

それでは教育委員報告を終わります。

(4) 議事（要旨）

松本教育長

それでは、本日の案件に入ります。

議案第 1 号「令和 3 年 4 月の人事異動について」の説明をお願いします。

山崎教育総務課長

議案第 1 号「令和 3 年 4 月の人事異動について」 ご説明いたします。

本件については、市長部局および関係機関との調整の上で決定されていくになり、事前に教育委員会に諮ることが困難な状況にありますことから、今回の人事異動に関する事務につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 5 条第 1 項及び教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定によりまして、教育長に臨時に代理させる旨、事前に議決を求めるものでございます。なお本件につきましては、4 月定例教育委員会において、その結果や内容などにつきましては、ご報告するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上ご承認たまわりますようよろしくお願いいたします。

松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします。

それではご異議等がないようですので、議案第 1 号「令和 3 年 4 月の人事異動について」を承認いたします。

引き続き、議案第 2 号「令和 2 年度河内長野市教育委員会表彰について」の説明をお願いします。

山崎教育総務課長

議案第 2 号「令和 2 年度河内長野市教育委員会表彰について」 ご説明いたします。

本件につきましては、令和 2 年度河内長野市教育委員会表彰の表彰対象について議決を求めるものでございます。今回の表彰については、令和元年 1 月 1 日から令和 2 年 1 月 3 日までの期間において、功績のあった者を対象に公募及び推薦をいただき、令和 3 年 1 月 5 日に開催しました、河内長野市教育委員会表彰審査会の審議の結果、表彰にふさわしい者として提案させていただいております。

公募期間は令和 2 年 1 月 1 日から 1 月 6 日までとし、公募の方法として、市広報への掲載、1 月号ホームページにておこないました。推薦の期間につきましては、市内小中学校、高校へ文書にて照会し、令和 2 年 1 月 2 日から 1 月 15 日の間に募集をいたしまして、個人 7 件、団体 1 件の推薦がございました。結果、公募によるものではなく、推薦によるものだけでございます。

候補者は、河内長野市教育委員会表彰規程第 3 条第 2 項「河内長野市内に在学在住する小学生中学生もしくは高校生など、またはこれらの者で構成される河内長野市内に所在する公私の団体であって、またはスポーツ活動において特に優秀な成績を上げた者が 7 件 8 名と、同規程第 4 条第 2 号として、河内長野市に在住在勤する者、または河内長野市に所在する学校もしくは公私の団体であって、

社会教育、体育、芸術などの文化活動において、特に優秀な成績を上げた者が 1 件 1 団体となっております。

それでは各表彰候補者について、ご説明させていただきます。

まず表彰規程第 3 条第 2 号の「文化またはスポーツ活動において特に優秀な成績をあげたもの」に該当する表彰でございます。個人 7 件の 8 名でございます。記載のとおりでございますが、番号と名前と功績のご紹介とさせていただきます。まず 1 番、近藤心さん。功績といたしまして、第 3 7 回全日本自転車競技選手権 BMX レース、1 1 歳から 1 2 歳の部で、男子優勝でございます。2 番、飯田海翔さん。功績といたしまして、第 7 4 回大阪府中学校総合体育大会テニス中央大会、ダブルス、第 3 位でございます。同じく 2 番の大森秀悟さん。上記と同じ第 7 4 回大阪府中学校総合体育大会テニス中央大会、ダブルス、第 3 位でございます。3 番、寺田実鈴さん。第 4 回近畿高等学校新人水泳競技大会、女子 5 0 m 背泳ぎ第 3 位でございます。4 番、田村扇都さん。第 7 5 回大阪高等学校総合体育大会陸上競技の部、2 年女子棒高跳び、第 2 位でございます。5 番、山岸朱里さん。令和 2 年度近畿高等学校体育大会、第 5 3 回近畿高等学校ユース陸上競技対校選手権大会、2 年女子棒高跳び、第 3 位でございます。6 番、大門まこさん。大阪高等学校陸上競技種目別選手権大会、女子棒高跳び、第 1 位でございます。続いて 7 番、新谷好喜さん。第 4 回近畿高等学校新人水泳競技大会、男子 1 0 0 m バタフライ第 3 位。男子フリーリレー第 1 位でございます。つづきまして第 4 条第 2 号規定による表彰。「社会教育・体育、芸術等の文化活動において、特に優秀な功績をあげたもの」でございます。1 番、スタジオキャッツアイ。第 4 7 回バトントワーリング全国大会、一般の部 OPEN バトン編成第 3 位でございます。

以上が個人で 7 件 8 名、団体で 1 件 1 団体の令和 2 年度教育委員会表彰対象者でございます。なおご審議いただき、議決をいただいた内容につきましては、表彰式を本年 2 月 1 9 日午後 4 時 3 0 分から市役所 8 0 2 会議室にて開催を予定し、また市の広報 3 月号にて記事の掲載を予定しております。

説明につきましては以上でございます。ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします。

それではご異議等がないようですので、議案第 2 号「令和 2 年度河内長野市教育委員会表彰について」を承認いたします。

引き続き、議案第 3 号「河内長野市立市民運動場設置条例等の一部改正について」の説明をお願いします。

二井文化・スポーツ振興課長

議案第 3 号「河内長野市立市民運動場設置条例等の一部改正について」ご説明いたします。

指定管理業務委託につきまして、施設や事業者の状況に応じた適切な指定管理期間を柔軟に検討することや、新型コロナウイルス感染症対策から感染症拡大等の不測の事態に対応することを可能とするため、これまで 5 年間に固定していた指定管理者の指定の期間を 5 年以内の期間で、弾力的に指定することができるよう、本条例等の改正をおこなうものでございます。

改正の概要でございますが、現在スポーツ施設につきましては、平成 29 年度から令和 3 年度までを河内長野 SSK グリーン工房共同事業体に一括して、指定管理業務の委託をおこなっておるところでございます。この業務にかかる条例として、（１）の河内長野市立市民運動場設置条例、（２）の河内長野市立武道館条例、（３）の河内長野市立市民総合体育館条例、（４）の河内長野市赤峰市民広場条例、この 4 条例がございまして、いずれも管理をおこなう期間について、「指定の日から起算して 5 年間」から「指定の日から起算して 5 年以内」と改める内容でございます。

また本来であれば、これと併せて河内長野市都市公園条例により運営する施設もございしますので、こちらも改正するところでございますが、こちらは都市公園の指定管理につきまして、すでに 9 月市議会において、同様の改正を行っております。

今回はこの 4 つの条例を一括して改正するということの内容でございます。施行予定日は公布の日としております。

説明につきましては以上でございます。ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い

い申し上げます。

松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします。

以前の案件との違いを説明してください。

二井文化・スポーツ振興課長

前回につきましては、令和 2 年度末をもって指定管理期間が満了となる管理施設につきまして、新型コロナウイルス対応として令和 3 年度の 1 年間の指定期間の延長を議決いただきましたが、今回は、令和 4 年度以降の指定管理につきましても、このような状況を鑑みてスポーツ施設以外でも条例改正させていただくということでございます。

松本教育長

他に、ご異議等ありましたらお願いいたします。

それではご異議等がないようですので、議案第 3 号「河内長野市立市民運動場設置条例等の一部改正について」を承認いたします。

引き続き、議案第 4 号「河内長野市学校給食のあり方検討委員会への諮問について」の説明をお願いします。

大谷教育指導課参事

議案第 4 号「河内長野市学校給食のあり方検討委員会への諮問について」 ご説明いたします。

本件につきましては、昨年設置条例の制定をし、組織いたしました河内長野市学校給食のあり方検討委員会に対し、記載の諮問理由により、学校給食の役割や位置づけ、給食の提供範囲や調理方式、学校給食を通じた食育について、その他学校給食の実施に関することにつきまして、調査や審議をおこなっていただき、今後の学校給食のあり方の方針策定の参考となる、答申をうけるため、諮問をおこなうものでございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします。

嘉名委員

現在決まっているスケジュールを教えてくださいませんか。

大谷教育指導課参事

第1回目の検討委員会は2月末頃を予定しておりまして、その後は来年3月末まで1年強ほどかけまして、だいたい5回程度会議を開催する予定でございます。ただ視察等につきましては、委員の方からご要請があった場合は、会議日程を増やすという可能性もございますが、今のところ5回の会議開催を経て、来年3月末までに答申をいただくという流れでございます。

松本教育長

よろしいでしょうか、他にご異議等ありましたらお願いいたします。

諮問内容についても、その他学校給食の実施に関することと書いておりますので、様々な検討事項が出てくることも予想できますので、これで対応できると認識しておればよいですか。

大谷教育指導課参事

諮問の3つにつきましては、具体的にご検討いただく内容というのを記載してございますが、他には給食センターの調理機器の改修など、検討していただく中でご指摘やご要望がでてこようかと思えます。そういうものにつきましては、その他学校給食の実施に関することという部分で、検討していただくことになろうかと思えます。

松本教育長

他に、ご異議等ありましたらお願いいたします。

それではご異議等がないようですので、議案第 4 号「河内長野市学校給食のあり方検討委員会への諮問について」を承認いたします。

次に報告案件に移ります。

(5) 報告案件（要旨）

・報告第 1 号「労働基準法第 3 6 条に基づく労使協定の締結について」

市立学校給食センター、市立三日市幼稚園及び図書館における、労働基準法第 3 6 条に基づく労使協定の締結について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 5 条第 1 項及び教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 4 月 2 8 日付けで教育長が臨時で代理する議決を得た上で、今回実施した旨報告し承認を得たもの。

(6) 追加案件議事（要旨）

本件については、人事に関する事件となり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 4 条第 7 項の規定に基づき、教育長の発議により出席者の三分の二以上の多数で議決したため、非公開。

(7) その他報告（要旨）

各課・館長

令和 2 年度主要事業事務報告 第 3 四半期

（別添資料配布）

令和 3 年度主要事業事務報告

令和 3 年度予算概要

（別添資料により説明）

森地域教育推進課長（資料配布のみ）

令和 3 年「成人のつどい」の開催結果について

有村図書館長（資料配布のみ）

生活に役立つ図書館講座 1月号広報掲載
図書館資料展示

閉 会

松本教育長

以上で1月定例教育委員会を閉会します。

令和３年２月定例教育委員会開催日程

１．日 時

令和３年２月１９日（金） 午後１時３０分開催

※開始時間については、審議案件の件数により変更あり。

２．場 所

河内長野市役所７階 行政委員会室

教育長報告（令和２年１２月２２日～令和３年１月２４日）

別 紙

- １２月２３日（水） 庁議
- １２月２４日（木） 文化財関係施設等訪問
- １２月２５日（金） 予算編成会議
文化、スポーツ関係施設等訪問
- １２月２８日（月） 文化財関係施設訪問
- １月４日（月） 新年式
市部長会
- １月５日（火） 教育委員会表彰審査会
- １月７日（木） 全員協議会
- １月８日（金） 太子町教育委員会訪問
大阪府都市教育長協議会役員会（アウィーナ大阪）
大阪府都市教育長協議会１月定例会（アウィーナ大阪）
- １月１１日（月） 成人のつどい（総合体育館）
- １月１２日（火） 市校長会
- １月１３日（水） 新型コロナウイルス対策本部会議
- １月２０日（水） 市教頭会
大阪府教職員人事対策連絡協議会（旧大阪府議会会館）

令和 3 年 1 月 定例教育委員会会議

議 案 書

令和 3 年 1 月定例教育委員会会議提出議案目次

(議決案件)

- | | |
|---------|---|
| 議案第 1 号 | 令和 3 年 4 月の人事異動について
(説明担当 教育総務課・・・p. 1) |
| 議案第 2 号 | 令和 2 年度河内長野市教育委員会表彰について
(説明担当 教育総務課・・・p. 2) |
| 議案第 3 号 | 河内長野市立市民運動場設置条例等の一部改正について
(説明担当 文化・スポーツ振興課・・・p. 8) |
| 議案第 4 号 | 河内長野市学校給食のあり方検討委員会への諮問について
(説明担当 教育指導課・・・p. 11) |

(報告案件)

- 報告第 1 号 労働基準法第 3 6 条に基づく労使協定の締結につ
いて
(説明担当 教育総務課・・・p. 1 3)

議案第 1 号

令和 3 年 4 月の人事異動について

令和 3 年 4 月の人事に関する教育委員会の事務局及び所管する学校の職員の任免その他の事務については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 1 項及び教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により教育長に代理させる。

令和 3 年 1 月 25 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

議案第 2 号

令和 2 年度河内長野市教育委員会表彰について

令和 2 年度河内長野市教育委員会表彰について、次のとおり表彰する。

令和 3 年 1 月 2 5 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

1. 被表彰候補者及び団体件数（8件）

	個 人	団 体	計
表彰規程 第2条該当			
同 第3条第1号該当			
同 第3条第2号該当	7件8名		7件8名
同 第3条第3号該当			
同 第4条第1号該当			
同 第4条第2号該当		1件1団体	1件1団体
同 第4条第3号該当			
計	7件8名	1件1団体	8件8名1団体

※ 公募 なし

2. 第3条第2号規定による表彰

「文化又はスポーツ活動において特に優秀な成績をあげたもの」

番号	氏 名	住 所	所 属
1	こんどう しん 近 藤 心	河内長野市	南花台小学校（6年）

【功績調書】

第37回全日本自転車競技選手権 BMXレース

11-12歳 男子 優勝

主催：公益財団法人日本自転車競技連盟

後援：大阪府、堺市、堺市教育委員会、公益財団法人 J K A

番号	氏 名	住 所	所 属
2	いいだ かいと 飯 田 海翔	羽曳野市	清教学園中学校（3年）

【功績調書】

第74回大阪府中学校総合体育大会テニス中央大会

ダブルス 第3位

主催：大阪府教育委員会、大阪中学校体育連盟

番号	氏 名	住 所	所 属
2	おおもり しゅうご 大 森 秀 悟	和泉市	清教学園中学校（3年）

【功績調書】

第74回大阪府中学校総合体育大会テニス中央大会

ダブルス 第3位

主催：大阪府教育委員会、大阪中学校体育連盟

番号	氏 名	住 所	所 属
3	てらだ 寺田 実鈴	河内長野市	大阪府立富田林高等学校 (1年)

【功績調書】

第4回近畿高等学校新人水泳競技大会

女子 50m 背泳ぎ 第3位

主催：近畿水泳連盟

後援：近畿高等学校体育連盟、和歌山県教育委員会

番号	氏 名	住 所	所 属
4	たむら 田村 扇都	和泉市	大阪府立長野高等学校 (2年)

【功績調書】

第75回大阪高等学校総合体育大会陸上競技の部

2年女子棒高跳び 第2位

主催：一般財団法人大阪陸上競技協会、大阪高等学校体育連
盟、大阪府教育委員会

番号	氏 名	住 所	所 属
5	やまぎし 山岸 朱里	大阪市	大阪府立長野高等学校 (2年)

【功績調書】

令和2年度近畿高等学校体育大会 第53回近畿高等学校ユース陸
上競技対校選手権大会

2年女子棒高跳び 第3位

主催：近畿高等学校体育連盟、大阪府教育委員会、近畿陸上
競技協会

番号	氏 名	住 所	所 属
6	だいもん まこ 大門 まこ	富田林市	大阪府立長野高等学校 (3年)

【功績調書】

大阪高等学校陸上競技種目別選手権大会

女子棒高跳び 第1位

主催：一般財団法人大阪陸上競技協会、大阪高等学校体育連
盟、大阪府教育委員会

番号	氏 名	住 所	所 属
7	しんたに こうき 新谷 好喜	河内長野市	太成学院大学高等学校 (2年)

【功績調書】

第4回近畿高等学校新人水泳競技大会

男子 100m バタフライ 第3位

男子 フリーリレー 第1位

主催：近畿水泳連盟

後援：近畿高等学校体育連盟、和歌山県教育委員会

3. 第4条第2号規定による表彰

「社会教育・体育、芸術等の文化活動において、特に優秀な

成績をあげたもの」

番号	団 体 名	団 体 代 表	所 在 地
1	スタジオキャッツアイ	顧問 東尾 宜子	河内長野市

【功績調書】

第47回バトントワーリング全国大会

一般の部 OPEN バトン編成 第3位

主催：一般社団法人日本バトン協会

後援：スポーツ庁他

議案第 3 号

河内長野市立市民運動場設置条例等の一部改正について

河内長野市立市民運動場設置条例等の一部改正については、次のとおり
です。

令和 3 年 1 月 2 5 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

議案第 号

河内長野市立市民運動場設置条例等の改正について

河内長野市立市民運動場設置条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月1日提出

河内長野市長 島田 智明

河内長野市条例第 号

河内長野市立市民運動場設置条例等の一部を改正する条例

(河内長野市立市民運動場設置条例の一部改正)

第1条 河内長野市立市民運動場設置条例(昭和54年河内長野市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第3条の3第1項本文中「5年間」を「5年以内」に改め、同項ただし書を削る。

(河内長野市立武道館条例の一部改正)

第2条 河内長野市立武道館条例(昭和53年河内長野市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条の3第1項本文中「5年間」を「5年以内」に改め、同項ただし書を削る。

(河内長野市立市民総合体育館条例の一部改正)

第3条 河内長野市立市民総合体育館条例（昭和53年河内長野市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条の3第1項本文中「5年間」を「5年以内」に改め、同項ただし書を削る。

（河内長野市赤峰市民広場条例の一部改正）

第4条 河内長野市赤峰市民広場条例（昭和58年河内長野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条の3第1項本文中「5年間」を「5年以内」に改め、同項ただし書を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 号

河内長野市学校給食のあり方検討委員会への諮問について

河内長野市学校給食のあり方検討委員会設置条例第 2 条の規定に基づき、
次のとおり河内長野市学校給食のあり方検討委員会に諮問する。

令和 3 年 1 月 2 5 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

河長教委指第 号
令和3年 月 日

河内長野市学校給食のあり方検討委員会 様

河内長野市教育委員会

諮 問 書

河内長野市学校給食のあり方検討委員会設置条例第2条の規定に基づき、下記事項について諮問します。

記

1. 諮問事項

河内長野市における今後の学校給食のあり方について

- ・ 学校給食の役割や位置づけ
- ・ 給食の提供範囲や調理方式
- ・ 学校給食を通じた食育について
- ・ その他学校給食の実施に関する事

2. 理由

平成22年に「河内長野市の学校における食育及び中学校給食調査検討委員会」の答申を受け、中学校給食について、現行の選択制給食を実施することとした。しかし、この間、近年の社会環境の変容に伴い、共働き世帯の増加など子育てや家庭の生活様態が変化してきている。また、保護者からは中学校での全員給食実施の要望が一層高まっている。さらに、市立学校給食センターの設置から35年が経過し、調理機材等の老朽化も進んでいる。加えて、国においては、平成21年に学校給食法が改正され、学習指導要領改訂により「学校における食育の推進」が明記される中で、給食を有効な食育の教材として推進するための環境整備が進められてきました。

このように、学校給食を取り巻く環境や役割が変わりつつある中、改めて、今後の本市における目指すべき学校給食のあり方について諮問する。

様式第9号(第16条第1項関係)(裏面)

(記載心得)

- 1 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第6項第1号の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たっては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。
- 2 「労働者数(満18歳以上の者)」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数を記入すること。
- 3 「延長することができる時間数」の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。時間数は労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間(以下「法定労働時間」という。)を超える時間数を記入すること。なお、本欄に記入する時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数が1箇月について100時間以上となつた場合、及び2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えた場合には労働基準法違反(同法第119条の規定により6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金)となることに留意すること。
 - (1) 「1日」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、1日についての延長することができる限度となる時間数を記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。
 - (2) 「1箇月」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「1年」の欄に記入する「起算日」において定める日から1箇月ごとについての延長することができる限度となる時間数を45時間(対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者については、42時間)の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。
 - (3) 「1年」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「起算日」において定める日から1年についての延長することができる限度となる時間数を360時間(対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者については、320時間)の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。
- 4 ②の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者(対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者に限る。)について記入すること。なお、延長することができる時間の上限は①の欄の労働者よりも短い(1箇月42時間、1年320時間)ことに留意すること。
- 5 「労働させることができる法定休日の日数」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日(1週1休又は4週4休であることに留意すること。)に労働させることができる日数を記入すること。
- 6 「労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日であつて労働させることができる日の始業及び終業の時刻を記入すること。
- 7 チェックボックスは労働基準法第36条第6項第2号及び第3号の要件を遵守する趣旨のものであり、「2箇月から6箇月まで」とは、起算日をまたぐケースも含め、連続した2箇月から6箇月までの期間を指すことに留意すること。また、チェックボックスにチェックがない場合には有効な協定とはならないことに留意すること。
- 8 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。
- 9 本様式で記入部分が足りない場合は同一様式を使用すること。この場合、必要のある事項のみ記入することで差し支えない。

(備考)

- 1 労働基準法施行規則第24条の2第4項の規定により、労働基準法第38条の2第2項の協定(事業場外で従事する業務の遂行に通常必要とされる時間を協定する場合の当該協定)の内容を本様式に付記して届け出る場合においては、事業場外労働の対象業務については他の業務とは区別し、事業場外労働の対象業務である旨を括弧書きした上で、「所定労働時間」の欄には当該業務の遂行に通常必要とされる時間を括弧書きすること。また、「協定の有効期間」の欄には事業場外労働に関する協定の有効期間を括弧書きすること。
- 2 労働基準法第38条の4第5項の規定により、労使委員会が設置されている事業場において、本様式を労使委員会の決議として届け出る場合においては、委員の5分の4以上の多数による議決により行われたものである旨、委員会の委員数、委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、本様式中「協定」とあるのは「労使委員会の決議」と、「協定の当事者である労働組合」とあるのは「委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合」と、「協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法」とあるのは「委員会の委員の半数について任期を定めて指名した者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法」と読み替えるものとする。なお、委員の氏名を記入するに当たっては、任期を定めて指名された委員とその他の委員とで区別することとし、任期を定めて指名された委員の氏名を記入するに当たっては、同条第2項第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に任期を定めて指名された委員の氏名を記入することに留意すること。
- 3 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条の規定により、労働時間等設定改善委員会が設置されている事業場において、本様式を労働時間等設定改善委員会の決議として届け出る場合においては、委員の5分の4以上の多数による議決により行われたものである旨、委員会の委員数、委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、本様式中「協定」とあるのは「労働時間等設定改善委員会の決議」と、「協定の当事者である労働組合」とあるのは「委員会の委員の半数の推薦者である労働組合」と、「協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法」とあるのは「委員会の委員の半数の推薦者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法」と読み替えるものとする。なお、委員の氏名を記入するに当たっては、推薦に基づき指名された委員とその他の委員とで区別することとし、推薦に基づき指名された委員の氏名を記入するに当たっては、同条第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名された委員の氏名を記入することに留意すること。